く研究ノート>

国民的安全保障国家から諸帝国による世界分割へ?

桑野 弘隆

新たな世界秩序の模索

2008年秋のいわゆる「リーマンショック」 を端緒として、世界資本主義は未だ終わりの見 えない経済的危機にさらされている。この経済 危機には、合衆国サブプライムローン危機、ギ リシャのソブリン危機など、国民経済の危機と して一義的には捉えられている。しかしながら、 それらの経済危機によって判明したのは、経済 危機は国民経済の枠を超えて波及するのであり、 また国民経済が抱える問題を当事者たる国家が もはや掌握できない事態になってしまっている という事実であった。遠い国での経済バブルの 崩壊が、すぐさま身近の街角経済に多大な影響 をあたえてしまう。国境がもはや経済危機への 防波堤として全く機能してはいないことをわれ われは身をもって知ったのである。一連の経済 危機は、資本主義国家の形態にも重大な影響を 与えざるをえないであろう。われわれが生きて いる世界資本主義の危機は、ソ連崩壊以後に加 速したグローバライゼーションの皮肉な形での 完成を示しているかもしれない。一国主義的な 経済政策は、ますますその効果を失いつつある のであり、国民経済の利益、すなわち社会総資 本の利益に立つだけでは資本主義国家は、もは や「国益」さえも守れない。さらに、自らも貨 幣による運営と「収支決算」を義務づけられて いる資本主義国家もまた、グローバルな市場連 関のなかで「監査」の対象から逃れられない。

国民経済そして資本主義国家でさえも、世界市場に抜きがたく組み込まれており、そのネットワーク連関にたいする配慮を学ばない限り、資本主義国家は桁外れの経済的損失を被る可能性があり、当の国家は衰退の一途を辿ることになる。

EU各国が現在直面しているのは、トランスナショナルな市場および金融システムの利害と各国民経済ならびに資本主義諸国家の利害とのあいだの齟齬と軋轢である。世界的経済危機からの脱出という観点からすれば、自国の利害さえも括弧に入れたトランスナショナルな危機対応策を、諸資本主義国家が実行しうるかどうかが決定的なものとなるだろう。とりわけEUをめぐる経済的な危機にはこのことが当てはまる。ギリシャやポルトガルのソブリン危機にたいしてマーケットのほうがいち早く解――すなわち国家債務の元本削減、EU圏の金融機関の資本増強そして欧州金融安定基金(EFSF)の拡充――を用意しているのであり、EU各国の政策担当者たちにその速やかな実行を要求している。

世界的な経済危機を首尾良く生き残ることができた場合、諸資本主義国家は、おのれのふるまいかたにつき大きな教訓を得るであろう。その教訓とは、とりわけ経済分野において国民経済ないし国益のみに配慮した諸政策はその効力を失いつつあるのであり、そのような諸政策の挫折はすなわち国家財政と国力を著しく損ねるというものだ。国民国家とは、その起源にさか

のぼっても、すぐれて「国民的競争国家」(ヨ アヒム・ヒルシュ)であった。国民国家は、そ の世界帝国からの分離による成立当初から、軍 事的・経済的に他の国民国家との競合を運命づ けられていた。いわゆる「富国強兵」は、国民 国家の基本原理として今なお有効なのである。 産業立地として、技術開発拠点として、そして グローバル金融ネットワークの結節点として、 国民国家は今なお他国との熾烈な競争にさらさ れてはいる。ところが、グローバルな分業ネッ トワークと金融ネットワークに、国民経済が組 み込まれていく強度もますます上昇しつつある。 国民国家体制にとって他国との競合と協調の微 妙なバランスこそが世界秩序の基盤となってい たのであるが、このバランスもまた新たな局面 に入ったといってよい。そこで、各資本主義国 家の政策担当者たちは、トランスナショナルな ネットワークにおける各国民経済のステータス というべきものに配慮することが求められてい るのであり、国境と国民経済圏との不一致、多 国籍企業による産業立地拠点の分散化、グロー バル金融システムの安定など、従来経験してこ なかった諸課題への対応が必定となる。このよ うな一連の事態は、資本主義国家にたいして根 本的な形態変化を強いることだけは間違いがな い――いいかえれば外部環境の変化に適応でき ない国家は没落する他はない――。

本論の課題は、グローバルな経済危機の様相を呈している現状分析から現代資本主義国家がどのような形態変化を遂げつつあるのかを考察することであり(第一章)、国民国家の歴史的・理論的に遡行することで国民国家の根源的な要素を解明することであり(第二章)、その両者の分析から、来るべき国家形態と新世界秩序への展望を試みることにある。

1. 世界資本主義と諸国民国家の現状 分析

世界資本主義と諸国民国家の関係性は新たな 位相へと形態変化しつつある。国民国家の様相 は、中長期的にみれば大きな変貌を遂げるであ ろう。この変化の傾向を挙げるならば次のよう になるであろう。

1) まずは、国民国家を政治経済的に均質的 な空間として表象することが困難になりつつあ る。フォーディズム蓄積体制と福祉国家におい ては、法の下での平等とそれを実質的に保証す る経済的再分配が重視されていた。日本におけ る自民党支配下での「国土の均等発展」という スローガンほど、この事態を上手く表現してい るものはない。都市の所得は社会保障や公共事 業によって地方に移転され、多国籍企業の利潤 は、コーポラティズム的諸団体を通じて再分配 されていった。すなわち、不均等発展とはあく まで国際的な事象であり、国民国家の内部にお いて政治経済は均等発展してゆくという表象が 共有されていたわけである。むろん、様々な不 均等は実在した。しかし、それらは国民的発展 にしたがっていずれ解消されるものと期待され た。また国民国家は、領土内における時間・空 間・言語を水準化・均一化することによってそ の統治を推し進めてきた。国民は、同一の時 間・同一の国土そして同一の政治経済条件を共 有し生きるものとして構成されてきたのだった。 それを担保する第一の物質的条件として中心に 位置づけられたのが、国民的・均衡的発展であ った。こうしてみれば、経済成長こそが国民国 家における統治の正当性を担保する物質的条件 であり、かつイデオロギーでもあったことが見 て取れよう。そして、高度成長なしに福祉国家 はありえなかったと同時に、高度成長こそが福 祉国家の内実であった。そして今なお経済成長

は国民国家における統治の正当性を試す試金石である。

ところが、グローバライゼーションの進展は、 時間・空間・言語的に閉じられ自己完結する領 域としての国民国家像を根本から覆した。たと えば、マルクスが提唱したいわゆる「労働価値 説」は、一つの国の労働者が生産し、同じ国の 労働者がそれを賃金でもって買い戻すことを前 提としている。さらに商品の価値はその生産に 投下された社会的労働時間によって決定される という場合、ある社会に固有の単一の時間性が 前提にされている。ところが、われわれが今日 交換し合う諸商品は、トランスナショナルで多 様な社会的労働時間のごった煮――中国・韓 国・日本・合衆国など、基準が異なるさまざま な社会の労働時間がアッセンブルされて商品は 構成される――のようなものであろう。こうし てみれば、マルクスが提唱した労働価値説とは 普遍的な経済法則などではない。マルクスが商 品価値の内実をみた「社会的労働時間」とは、 国民国家の領土と国民経済とが一致し、国内製 造業が自足的な規模をもって支配的生産となり、 労働者 = 国民が同一の時間性・空間性・言語を 生きており、さらに一国内で労働者が生産した ものを同国の労働者が買い戻すというような諸 条件のもとでのみ、制度的に構成されうる国民 経済的擬制であるといってよい。しかしながら、 資本主義企業の多国籍化とそのグローバルな展 開は、労働者たちが生産したものを同じ労働者 たちが買い戻すことをもはや前提としていない。 国際的分業の深化と高度化、世界市場の複層化 によって、国民経済の自律性はますます不確か になりつつあり、その社会的労働時間という規 範尺度も形骸化が進んでいる。

ところで、国民的・均等的発展が「神話」で あったことが露呈するにつれて、新たな現実が 浮かび上がってきた。国民国家の内部は、「豊 かな島 | と残りのほとんどの「第三世界 | へと まだら模様のようなかたちで分裂しつつある。 資本主義企業のヘッドクオーター立地として、 あるいは金融センター・貿易センターとしての 地位を確立した都市(コスモポリス)は、豊か さを享受しうるかもしれない――もっともそこ では高級住宅地とスラム街がきびすを接してい るのだが。ひるがえって、国際競争力をもつ諸 産業の集積立地としてのステータスを維持して いる地域もまた豊かなのかもしれない。ただし、 多国籍企業・工場の統廃合や移転にはたえず脅 えていなければならない。長期的な経済停滞に よって、国家による財政出動の余地は狭まりつ つあり、国民国家内部における不均等は、国家 による再分配をもってしてはもはや取り繕えな いほど激化している。

沈んでいく国民国家のなかで「豊かな島」となりえたコスモポリスと産業立地拠点は、国民国家の利害とトランスナショナルな分業ネットワーク・金融ネットワークとの利害とに引き裂かれているが、後者の利害が優先される傾向が強まりつつある。おそらく、グローバルな経済危機からの回復過程において、この傾向はさらに助長されると思われる。経済危機を生きのびる可能性が高いのはやはり「豊かな島々」であり、国民国家による再分配に巻き込まれて足を引っ張れたくはないからだ。各コスモポリスの財政規模はもはや国家レベルに達しつつあり、コスモポリスは自治を拡大させてゆき、それが属する国民国家との軋轢も生じてゆく。

2) 諸国民国家の形態変化の第二として、多国籍企業と資本主義国家の関係性、なかでもその権力関係の変化が挙げられよう。資本主義企業は、かつては「民族資本」として機能していた。それは企業が社会総資本の一部として機能していたことを示していた。資本主義国家にとって、個別資本の利害に配慮することは、原則

的にはあってはならないことである。なるほど、 いわゆる原始的蓄積過程、とりわけその産業育 成においては国家と資本(政商)との癒着があ りうるかもしれない。しかし、国民経済が成長 過程に入るとそのような国家と資本の癒着は、 市場の発展と市民社会の育成にたいする桎梏と なる。したがって、安定的な経済成長が見込め る段階にあっては、資本主義国家は個別資本の 利害、その競合からは一歩身を引き、社会総資 本の利害を望む「管制高地」に立って、市場と 競争の動向を管理するのである。こうして、ラ イバル同士のつぶし合いにいたる過当競争、逸 脱や不正の監視、市場システムの維持管理など だけに国家介入は限定されていく。ところが、 このような資本主義国家による処置は、個別企 業が民族資本であることを前提としている。す なわち個別資本の利害と社会総資本(国民経 済) の利害が一致している場合にのみ機能しう るのだ。すなわち、企業誘致・産業育成のため に私企業に与えるインセンティブの数々――各 種の補助金・税制優遇・工場団地の造成・技術 や情報の提供など――が、地域の活性化・雇用 創出・税増収に結びつく場合である。

ところが、資本主義企業は多国籍化している。なるほど、多国籍企業は無国籍企業ではない。ましてや脱国家企業ではありえない。多国籍企業は相変わらずその開発生産販売拠点にたいする国家の庇護を必要としているからである。たとえば、ヨアヒム・ヒルシュは、次のように指摘している。「国際コンツェルンは単に『無国籍』ないし『脱国家』コンツェルンなのではなく、『多国籍』コンツェルンなのである。というのも、国際コンツェルンは、生産の枠組み条件を発達させる際に国家による支援や促進に相変わらず依存しているからであり、またほかでもないグローバルに分散する投資立地点が、政治的介入、場合によっては軍事的介入によって

初めて確保され統制されうるからでもある」 (119)。多国籍企業は、「海外」進出し、現地で 労働者を確保し、安定した事業を展開してゆく ためには、国家の政治的・警察的・軍事的な介 入に頼らなければならない。

しかしながら、その国家と多国籍企業との権力関係は、資本のグローバル化そしてIT技術の浸透とともに大きく変化している。多国籍企業の「本籍」はほとんど有名無実化しつつある。多国籍企業が好業績を維持しようとも、「本国」で恩恵を受けるのはその株式債券を扱う投資銀行ぐらいのものである。多国籍企業の利潤は、もっともコストの安い生産立地拠点を求めて再投資されるのであり、「本国」への投資はむしろコスト高の人員整理に使われる。多国籍企業の存在が必ずしも税収・雇用・産業集積には結びつかない。

そればかりではない。多国籍企業は、資本に よる生産過程の形式的包摂のための新たな手段 を手に入れた。つまり、多国籍企業は、IT技 術の発達によって、さらに生産拠点の国際的分 散や製造過程の国際的アウトソーシングを推し 進めることによって、生産過程の形式的包摂を 推し進める新たな手段を手に入れたのだ。もは や多国籍企業は、生産現場において生産過程を 実質的に包摂すべく労働者に向き合う必要すら なくなった。かつて、資本は規律と熟練をあわ せ持った労働者の「生産と再生産」に苦慮した ものだった。しかし、それは最も生産コストの 安い地域を探しだし、現地EMS(Electronics Manufacturing Service)を選定する作業にとっ てかわった。多国籍企業にあっては、もっとも やっかいな生産過程は「スキップ」し、利潤を 追求しうるようになったのである。資本にとっ てその剰余価値蓄積の源泉は、賃金労働者によ る剰余労働にある。ゆえに労働過程とは剰余価 値の源泉であるのだが、ひるがえって、労働者 による抵抗と蜂起に直面しなければならない場でもある。企業が国民経済の一部に組み込まれていた時代にあっては、資本主義国家と手を携えながら企業はさまざまな手段をつかって労働者に規律と熟練を刻み込み、他方では様々な妥協を通じて、労働のもつ創造性と生産性を汲み出す必要があった。企業は国家の社会保障プログラムに協力し、その一翼を担いもした。しかし、いまでは社会保障や労働者の再生産のための費用は、企業にとっては重い枷でしかない。

多国籍化した企業はグローバルに生産拠点を 分散・移動したり、さらには生産そのものをア ウトソーシングしたりできるようになった。そ れは、多国籍企業が社会の再生産、労働者の再 生産にたいしてかつてほど配慮する必要がなく なったことを意味するのである。すなわち、か つてないほど生産のフレキシビリティを獲得し た多国籍企業は、「移動の自由」を利用し、原 理上はもっとも安くもっとも良質な労働力を提 供してくれる立地拠点を選んで世界を移転して ゆけるようになった。IT企業の多くがファブ レス企業であり、生産過程はEMSに下請けに 出している。今後は、電子機器のみならず、電 気機器や自動車にいたるまで、多国籍企業は製 造過程を下請けに出す傾向を強めてゆくであろ う。情報や技術そしてアイデアも市場で買い取 ることができるので、多国籍企業の役割は、世 界中に散らばっている多種多様な非物質的労働 と物質的労働それぞれの流れを精査し、調整し、 分節化し、新たなグローバル生産経路を構築す ることにある。この新たに構築されるグローバ ル生産経路が、国民経済と資本主義国家にもた らす恩恵は限定されたものにとどまる。限定さ れた雇用、限定された産業集積という具合であ る。他方で、資本主義国家が企業に求める負担 の多くは、いまや多国籍企業にとって経済的合 理性を欠いたものとなっている。海外への移転

をほのめかす脅しだけで、多国籍企業は国家や 労働組合との交渉で優位性を保てるため、自分 たちに有利な条件を押しつけようとしている。 すなわち、資本と資本主義国家および国民経済 との利害対立はかつてないほど激化しており、 また資本主義国家どうしは産業立地条件をめぐ る激烈な国家間競争に巻き込まれている。多国 籍企業といえば、株主を満足させるため、また 取締役たちの高額報酬を確保するために、「国 籍」の移転も辞さない覚悟で利潤追求に走らざ るをえない。このように国家と資本の権力関係 は、ラディカルな変化を遂げようとしている。

3) 国民国家の変容の第三として挙げられるのは、国民国家における福祉国家とリベラリズムの解体である。先進資本主義諸国においては、低成長経済と国家債務の膨張、企業の多国籍化そして産業立地条件をめぐる国家間競争の激化によって、福祉国家の無理が喧伝されることになった。ネオリベラリズムという旗の下、国家予算の削減、国営事業の民営化、国有財産の切り売り、公共事業・サービスの縮減などが行われた。しかし、このような施策の実行を列挙するだけでは、新自由主義国家の本質を捉えることはできない。

新自由主義国家の本質には、(再)原始的蓄積国家がある。新自由主義国家において、福祉国家の解体と並行して進められたのは、国家介入による資本蓄積条件の最適化と産業競争力の回復であった。デイヴィッド・ハーヴェイが指摘しているように、「新自由主義国家の基本的使命とは、ビジネスに好適な環境を作り出し、雇用や社会的福祉への影響は二の次にして、資本蓄積の条件を最適とすること」(『ネオリベラリズムとは何か』28頁)にあるのだが、何もこれは新自由主義国家だけに特有な特徴とは限らない。資本主義国家は、社会総資本の利害と利潤率の傾向につねにすでに配慮をしている。

そしてわれわれが生きる国家関係が資本主義国 家であるのは、その国家が、資本蓄積の条件を 最適化することをその基本的な最優先機能とし て備えているからに他ならない。したがって、 1970年代におけるスタグフレーションの世界 的拡大によって資本蓄積の危機に直面せざるを えなかった資本主義国家が、資本蓄積の諸条件 を再構築し資本蓄積エンジンに再点火するため、 ありとあらゆる可能性をさぐって政策を総動員 した、それこそがネオリベラリズムというター ムで総括されているものの正体である(また一 方では新自由主義国家とは、1968年の世界的 な大衆の蜂起によってその正当性を揺るがされ た国家による反転攻勢、反革命の国家でもあっ た)。新自由主義国家とは、歴史上に何度目か に現れた(再)原始的蓄積国家である。資本蓄 積エンジンに再点火すべく、蓄積条件の障害に なりそうなものを徹底的に取り除き、新たな蓄 積条件を再構築しようとした――当然ながらこ の試みの全てが成功したとは限らないが――の が新自由主義国家であった。フォーディズムサ イクルにおいては、労働力の再生産過程に大い に貢献したはずの労働組合も、もはや高コスト を企業に強いる桎梏になってしまったため、解 体されたり弱体化されたりしなければならなか った。社会保障・社会福祉はもはや投資家と企 業にとっての重荷でしかないので、縮減されな ければならなかった。社会的諸資源は資本蓄積 のために最優先に利用されなければならないの で、ビジネスに直接に結びつかないような国家 予算は優先的に削られた。ところで、ハーヴェ イは新自由主義国家を、階級権力再生のための プロジェクトとして捉えているが、これはやは りミスリーディングと言わねばならない。その 場合、階級権力を回復すべく、ネオリベラリズ ム国家を画策しシナリオを書いた「階級的黒 幕」がいたような印象をうけてしまう。しかし

ながら、新自由主義国家をつうじて階級権力が 出現したとしても、それはあくまで資本蓄積条 件を最適化しようとする国家の「副産物」なの であって、階級権力の再生じたいに新自由主義 国家の目的があったわけではないだろう。ハー ヴェイも把握しているように、「再生」された 階級権力の担い手たちはかつての支配階級とは そのメンバーが異なっている。(再)原始的蓄 積国家は、資本蓄積の最適条件を整えるために 様々な政策を打ってみるわけだが、その過程の なかで資本蓄積の担い手たち(国家ブルジョア ジー)が「徴募」され、その中でも成功をおさ めた者たちが支配階級として組織されるのであ る。すなわち、新自由主義国家は、新たな蓄積 様式に照応する資本蓄積の担い手たちを「徴 募 し、彼らを担い手とする新たな形態を帯び た階級権力を構成したのだ。

この新自由主義国家によって新たに構成され た階級権力の下で、国民国家はどのような変容 を被っているのであろうか。1968年の世界同 時革命の挫折の後、国家と資本による反革命の 巻き返しが始まる。ネオリベラリズムとはまさ にこの反革命のプロセスの延長上にある。左翼 革命運動は挫折し、労働者組織は弱体化するか、 体制内コーポラティズム組織へと変貌した。 1960年代の熱い政治の時代に代わって、政治 に無関心な消費の時代が到来した。資本制生産 と商品経済が拡大するにつれて、あらゆる種類 の共同体は解体されてゆき、あとには消費社会 だけが残された。本格的な消費社会の到来は、 イデオロギー的にはコンフォーミズムを最大限 に助長する。「消費生活」以外のオルタナティ ブが見えなくなると、諸個人は体制内秩序にし たがって消費手段をせいぜい求める他はない。 そして消費生活の持続のため、社会にとっての 至上命題は経済成長ということになる。いまや 国民が政権に要求するのは、民主主義や政治的

自由というよりも、先ずは経済成長なのであり、 経済成長こそが国家の正当性を担保するものと なっている。

この事態は国家権力を含む権力関係のありか たに影響をあたえずにはいない。かつて、ある 組織を評価するにあたってもっとも重視された のは、その組織が民主的に組織運営されている かどうかであった。あらゆる組織、企業そして 国家も民主的であることを競い合っていた。た とえば、労働組合代表の経営参画や取締役会で の民主的な意志決定などが、企業統治における 民主主義として評価されたものだ。しかしなが ら、もはや「民主的」という形容詞は揶揄の対 象にもなりかねない。企業における民主主義的 要素は、時代遅れのものと顧みられることもな い。かわって、トップダウンの迅速な意志決定 こそが国際的な競争の時代に相応しいというわ けである。労働組合といえば、体制内コーポラ ティズム組織を通り越して、人員整理をスムー スに行うために経営陣が利用する道具になりは ててしまった。

資本主義企業からの民主主義的要素が一掃さ れたことは、他の社会関係や国家関係にまで影 響を与えずにはいない。経済危機の時代にあっ ては、マスメディアもこぞって「民主主義のコ スト」をやり玉に挙げている。金融危機の大波 が押し寄せてくるときに、議会で議論などして いる場合ではないというのである。政策決定者 たちは、断固たる態度で迅速に施策を実行しな ければならない、と。その場合、国家の諸機関 のなかで議会によるチェックが甘い機関への実 質的な権力の集中が進む。たとえば、現在の経 済危機のさなかにあって各国中央銀行が果たす 役割は突出したものとなっており、暴走にもな りかねない綱渡り的なオペレーションが続いて いる。国家のもっとも決定的な経済政策が、ほ とんど民主主義的なチェックが入らない密室で の官僚たちによる裁量によって下されているのである。多国籍企業といえば、議会外での官僚との折衝のなかで、補助金や優遇税制などの優遇処置を求めている。他方、民主主義と平等を実質的にささえてきたリベラリズム的な再分配——これがなければ民主主義と平等は形式的なもののみに留まる——は、「自己責任」のスローガンの下に否定され続けている。低成長、経済危機、国際競争の激化、資本による生産過程の包摂の強化、消費社会の全体化のなかで、国民国家における民主主義、そして自由と平等は縮減され、かつてないほどの危機にさらされているといってよい。

このように、国民国家において、その根幹を **脅かすようなさまざまな変化が起こっているこ** とが理解できよう。では、国民国家はどこにゆ こうとしているのであろうか。だが国民国家の 行く末を探る前に、まずはその来し方を明らか にしてゆこう。ネオリベラリズム国家の前史は 福祉国家であった。つぎにミシェル・フーコー による福祉国家の分析を援用して、福祉国家の 内実に迫ることにする。フーコーによる福祉国 家理論の優位性は、それによって福祉国家のみ ならず近代資本主義国家の根源的な要素を明ら かにしうるところにある。そしてフーコーの方 法論をもちいるならば、近代資本主義国家の根 源的位相とは、「安全保障国家」という概念で もって表現できるのではないか――これが本論 の仮説である。

2. 国民的安全保障国家

2-1 福祉国家/規律社会

フーコーにあっては福祉国家とはすなわち規律社会をも意味した。ここで、フーコーによる福祉国家/規律社会の分析を敷衍しておきたい。フーコーの診断にしたがえば、西洋社会におい

ては、主権と規律権力という二つの権力形態が 支配的であった。主権とは、主権者がその臣民 にたいしてふるう生殺与奪の権であり、敵と友 を峻別し、敵の身体に主権の刻印を押しつけつ つ死を与える権力であり、臣民については生き たままにしておく権力であった。ひるがえって 規律権力はヨリ巧妙で微細な作動をその特徴と していた。それは個別な身体の動きをその対象 とし、身体の動きに規則性を与えることを目的 としている。それによって諸個人の身体的動作 は、権力にとって予測可能なもの、計算可能な ものとなる。たとえば、賃労働と搾取が成立し うるためには、予測可能・計算可能な集団的身 体が開発されることが前提であった。規律権力 とは、いわば身体を鋳型にはめ込むようなタイ プの権力である。

ところで、規律権力が存在しているかどうか が福祉国家/規律社会を決定づけるわけでもな い。規律のない社会というものは考えにくい。 福祉国家/規律社会を特徴づけているのは、規 律権力の行使のされかたにあった。福祉国家/ 規律社会とは、規律権力がすべての住民/臣民 にたいして行使される社会であった。これこそ が福祉国家/規律社会を特異なものにしている のである。さらに特筆すべきは、住民における 規律権力の作動が、ある種の契約関係を帯びて 現れるという点である。福祉国家/規律社会を 解明しようとするフーコーが同時にその権力を 牧人=司祭制という比喩を用いなければならな かったのはそのためである。牧人=司祭制と は、支配者と被支配者のあいだに特殊な相互関 係があることを示唆している。牧人=司祭制に おいては、支配者は一方的に権力を行使するの でもなければ、被支配者は片務的な義務を負う というのでもない。支配者は、それが従える群 れのすべてを救わなければならず、その権力の 行使は「契約」の履行という表象を帯びる。そ

して支配者は、群れの全体に配慮しなければならないのみならず、群れのそれぞれ個別の構成員にも配慮しなければならないのである。すなわち、ここでの支配・被支配関係は、群れの安全契約として現れる。統治は、服従するならば、全ての者が救われるとされる「契約」でもある。

ところでフーコーは、牧人=司祭制を語るにあたって、古代ギリシャからはじまりキリスト教司祭権力を経て、福祉国家にいたる系譜学を採用している。しかし、このような系譜学の問題点は、歴史的な切断面を連続性や系譜でもって覆い隠してしまうところにある。ギリシャの牧人権力やキリスト教の司祭制と、福祉国家/規律社会とのあいだには大きな切断がある。規律社会ならびに牧人=司祭制とは、近代国民国家を分析するために有効な概念であることは強調しておきたい。

敷衍するならば、福祉国家/規律社会においては、統治者と被統治者のあいだに特異な「契約」関係があり、規律権力の作動は、被統治者による契約の履行のごときものとして現れるのであった。ひるがえって、統治者もまた義務を負っており、被統治者 = 契約者という一つの「群れ」の安全に配慮しなければならない。そしてこの「契約」は主権が適応される範囲に住む全ての者に適応されなければならないのであり、すべての住民をその契約の履行に駆り立てるものであった。

つまり、福祉国家/規律社会とは、国民=臣民=契約者という大いなるフィクションのもとにすべての住民を総動員しようとするものだった。では、この場合の総動員とは何を目的とするものなのか。総動員といえば戦争がすぐさま想起されるかもしれないが、戦争ばかりに国民が総動員されるとも限らない。フーコーを読み込めば、総動員の目的はセキュリティ(sécurité)

にある。ところで、フーコーのセキュリティ(sécurité)という概念には注意が必要である。なぜならフーコーがセキュリティという概念を用いるとき、安全や治安というような辞書的な意味に加えて、さらなる拡張がなされているからである。われわれが日常的な意味でのセキュリティという言葉をもちいるとき警備ないしは警察が連想され、セキュリティに介入する権力といえば、むしろ抑圧や禁止というような権力のネガティブかつ暴力的な作用を連想する。しかし、フーコーがセキュリティという概念を使うときは、権力の積極的・生産的作用もまた強調される。フーコーは、経済成長の安定性や雇用の確保などもセキュリティとして位置づけているのである。

たとえば第二次大戦後のいわゆるフォーディ ズムサイクルというような経済的システムは、 完全雇用という福祉国家の屋台骨を支える条件 を担っているという意味においては、すぐれて セキュリティシステムでもあった。さらにフォ ーディズムサイクルにおけるコーポラティズム の役割を重視するならば、それは同時に政治的 システムでもあった。福祉国家、規律社会そし てフォーディズムサイクルは、政治・社会・経 済それぞれにおいてセキュリティを維持するこ とで、結果的に安全保障国家を構成していた。 総力戦体制における兵士の動員からフォーディ ズムサイクルにおける完全雇用への移行、完全 雇用を前提とした社会保障制度、大量生産・高 賃金・大量消費のサイクル、階級的諸対立を制 度内調整へと転移させ、さらに国家再分配プロ セスに介入するコーポラティズム諸組織――た とえば職種別労働組合は、国家再分配において 政府・企業とならぶ調整役を担った。さらに、 高度経済成長にすべての国民を動員する社会全 域に及ぶ規律諸装置の数々。こうしてみれば、 福祉国家と規律社会そしてフォーディズムサイ

クルのトリアーデは、安全保障国家の一つの到 達点であったかもしれない。

その内容を拡張されたセキュリティとは、治安維持と国力増強のために必要な政治的・経済的・軍事的・文化的諸条件を確保することを指す。そしてセキュリティ確保のための国家介入とは、法への(形式的)依拠による暴力行使というよりも、牧人=司祭が行使する契約にもとづいた「配慮」のような様相を呈するのである。フーコーは次のように指摘している。

本質的に国家と住民との関係は「セキュリ ティ契約 | と呼んでもいいようなものの形 のもとに作られているわけです。[中略] そういうセキュリティ契約は、「いいです か、これこれのことをしたら罰せられます が、それをしなかったら罰せられません」 と国家がかつて言い得たときの合法的シス テムと同じ型ではありえないということは 確かです。セキュリティを保証する国家と いうのは、特異な、例外的な出来事によっ て日常生活という布地に穴があくようなす べての場合に介入せざるをえない国家のこ とです。とたんに、法律はもう適用されな くなります。とたんに、そうした種類の介 入がまさに必要になってきます。しかも、 そうした介入がもっている例外的な、超-合法的な性格は決して専制の印のようにも 権力の乱用のようにも見えてはならず、逆 に、心遣いの印のように見えなくてはなら ないわけですね。「われわれが君たちを庇 護しようといかに用意ができているかをご 覧なさい。なにか異常なことが起きたらす ぐに、法律とか判例といった例の古めかし い習慣のことなどもちろん考慮することな く、われわれは必要な手段を使って介入し ます」というわけです。そういう心遣いが あまねく現前しているという側面こそ、国 家が自らの姿をさらすときの様相なのです。 今展開しているのは、そうした権力の様態 です。(「治安と国家 | 536頁)

ここでフーコーは、法に基づいた介入をおこなう国家と「契約」にもとづく介入をおこなう 国家介入を峻別している。もっとも、法とは異なり、ここでの「契約」は成文ではない。「セキュリティ契約」は、大衆の欲望や世論の解釈によって左右されてしまうので、権力の行使は恣意的になりがちである。

一見矛盾するようであるが、専制権力のほう が法にその正当性を求めるのにたいし、牧人= 司祭制権力のほうは、住民との契約に訴えるこ とで権力の正当性を確保するのである。福祉国 家/規律社会とは、セキュリティを正当化原理 のみならず達成目標としても据え、国民(=臣 民) 全体を総動員するようなシステムであった と考えるべきであろう――そして総動員とは裏 返せば群れのすべての成員に救いの手をさしの べることでもある。福祉国家/規律社会におい ては、セキュリティの達成確保のために、主権 や規律権力などの様々な権力テクノロジーが行 使され、国民が動員された。そして全国民のセ キュリティへの駆り立ての究極形態とは、すな わち戦時総力戦体制であろう。戦時総力戦体制 とは、戦争の遂行のために前線と銃後の区別な く全ての国民を戦争へと総動員するものであり、 国民はその流した血と引き替えに、様々な福祉 と社会保障が保証されたのである。

ここで一つの問いが出てくる。それは、フーコーがいうセキュリティ契約をわれわれが国家と結んだのは、果たしていつなのであろうか?フーコーには「今後は法よりもセキュリティが優先する」というタイトルをもつインタビューが残されているが、先の引用と重ね合わせて考

えると、セキュリティ契約、法にたいする治安 の優位、という事態をフーコーは比較的新しい 事象と考えていた節もある。だが、国民国家の 歴史のなかでセキュリティよりも法が優先され た時代がはたしてあったであろうか。なるほど 国家が法治国家を自己主張していた時代があっ たことは確かである。しかし、たとえば福祉国 家にあってもなお生き延びていた優生主義が国 民に何を行っていたか考えるならば、またさら に、実際には総力戦体制こそは、銃前・銃後を 問わず国民に生命を賭す覚悟とひきかえに年金 をはじめとする社会保障を付与した究極の「治 安契約 | でもあったことを考えあわせるならば、 セキュリティ契約の契約期間は相当さかのぼる ことができよう。いやむしろ国民国家はつねに すでに国民的安全保障国家でもあったのではな いか。法治主義に徹していた国家――専ら法に もとづく介入のみをおこなう国家――が地上に 存在していたかは疑わしい。

したがって、第二次世界大戦の終わりを時代 の画期とする風潮に対して異議を唱えるような 研究が説得力をもちえたのはある意味当然でも ある。第二次大戦後の世界は、それ以前の世界 と驚くほど似ていた。いやむしろ二つの世界大 戦という異常事態のもとで発展させられた制度 やシステムが、戦後社会を用意したようにも映 るのである。日本でも総力戦体制の戦後への継 承や1940年体制の存続を訴える論者が大きな 影響力をもった。なるほど、現実の総力戦体制 は第一次大戦時、イギリスで軍需相を担当した さいロイド・ジョージが遂行した諸政策に端を 発し、それがその後の政治経済システムに大き な影響を与えたとされている。しかしわれわれ は、戦時総力戦体制と戦後の福祉国家/規律社 会との関係を、原因と結果のようなそれとして は捉えない。19世紀における国民国家システ ム成立以来、国民国家にはセキュリティをめぐ る全国民の総動員という傾向が一貫して続いて いるのであり、戦時総力戦体制もそれら諸傾向 の現象形態の一つとして捉えるべきである。

さてフーコーによる福祉国家/規律社会の分 析が説得力をもちえたのは、当の福祉国家/規 律社会が揺らぎはじめ、その権力の自明性がは ぎ取られ、諸個人に課される規律への抵抗があ からさまになったからに他ならない。第二次大 戦後から冷戦時代にかけて、セキュリティ契約 にもとづく国家介入と家庭・学校・職場へ規律 権力の充満が、諸個人を息苦しくさせていたの は事実である。そしてその息苦しさについてい えば、自由主義国家陣営、社会主義国家陣営と ともに選ぶところはなかった。もちろんその程 度は異なるにしても。東側・西側を問わず、国 家が与える諸規範にかなう平準的な国民像とい うべきものが諸個人に押しつけられていたので ある。ゆえにイデオロギーや体制をめぐる国家 間の敵対は、ある種の自由主義者にとっては欺 瞞と映っていた。たとえばハイエクは、合衆国、 ナチス、ソビエトそれぞれの計画経済に、その イデオロギー的対決を超えて共通するもの、つ まり国家の膨張と個人の自由の束縛を見いだし たわけである。したがって、社会主義諸国の体 制崩壊と冷戦構造の終焉が、自由の実現として 熱狂的に受け入れられたのも無理はない。規律 にたいする反逆と自由への欲望が、テレビに映 る「革命」へと投影されたのである。1990年 代以降、「歴史の終わり」という言説とともに ネオリベラリズムは大きな影響力を持つにいた ったのであるが、そのイデオロギーは自由を求 めようとする大衆的欲望を巧妙に利用したのだ った。しかし、だからといってその欲望そのも のまでをも虚偽とみなすべきではない。

1960年代、学生大衆の蜂起が世界同時的な 広がりを見せたのだったが、その蜂起には反規 律という位相がはっきりと刻印されていた。家

族・学校・政党・組合などの規律装置---ル イ・アルチュセールが国家のイデオロギー装置 と呼んだもの――の自明性が崩れ、権力の作動 連関におけるそれらの装置の機能が問題として 浮かび上がってきたのだ。そして、たとえ世界 同時的な蜂起が鎮圧されたとしても、規律諸装 置の機能不全が回復するにはいたらなかった。 一方、1970年代の低成長を背景にして国家は 財政を引き締め、社会保障費を削減してゆく。 こうして、福祉国家ならびに規律社会は同時に その根底から揺らぎ始めたのである。そしてそ の流れをとどめておくことはもはやできない。 福祉国家/規律社会はわれわれにとってすでに 来し方になりつつあるのであり、すでに焦点は 来るべき国家形態そして社会形態へと結びつつ あるからだ。

福祉国家/規律社会のあと、われわれはどこ に向かおうとしているのであろうか。この問い に応えるために、われわれは総力戦体制国家か ら、福祉国家/規律社会そして新自由主義国家 にいたるまで近代国民国家を規定してきた、一 つの傾向を名指しておいた。それは、セキュリ ティを賭金としておく国民総動員への傾向であ った。国民国家=資本主義国家は、これまでさ まざまな形態を経てきた。ところが、それら国 民国家諸形態を貫いている一つの傾向として、 とりわけその根源的傾向として、「国民的安全 保障国家」を挙げうる。その場合、福祉国家/ 規律社会ですらも、国民的安全保障国家の歴史 的現象形態の一つとして捉えられるであろう。 であれば、国民的安全保障国家の終わりは、す なわち国民国家そのものの終わりを意味する。

周知のように、左翼理論家のなかにはマイケル・ハートやアントニオ・ネグリのように国民国家の衰退——それは市民社会の衰退と表裏一体の関係にある——を主張する論者も多い。したがって、国民国家の終わりを主張したところ

で新奇なものは何もないが、国民的安全保障国家の衰退ないし終わりが原理論的に考察されることはまれである。グローバライゼーションの進行によって、資本・商品・労働力・情報のグローバルな移動がもはや国民国家の手に余るという説明は、事実を含んではいるものの、国民的安全保障国家の衰退ないし終焉にたいしての原理論的な論証に達してはいない。その理由のひとつは、国民的安全保障国家の概念把握がいまだに十分に展開されていないからである。

2-2 国民的安全保障国家

国民的安全保障国家という概念を導入することによって、セキュリティを根本原理/達成目標とし、そのために国民を総動員する国家として国民国家の外延を規定することができる。

ただし国民およびセキュリティという概念についてはいくつかの留意が必要である。われわれが注目しなければならないのは、まずは総動員あるいは駆り立てという動きである。国民がまずもってすでにつねに存在しており、それから彼らを動員するにいたるというわけではない。むしろ逆である。総動員こそが国民をつくりあげ、立ち上げるのである。総動員は国民成立の条件である。羊の群れがいるから牧人が必要とされるのではない。牧人による囲い込みと配慮が群れを群れたらしめているのだ。

同じようなことが、セキュリティにも言える。 セキュリティとは何か? セキュリティの内容と 対象、セキュリティの基準が前もって存在し、 それにしたがってセキュリティの確保が遂行さ れるというわけではない。社会は防衛されなけ ればならない。では、誰から?何から?安全と 危険の境目とは?敵と友の区別は?このような 問いへの答えはつねに曖昧にされ続けてきた。 脅威については喧しいが、脅威の内容の精査、 脅威が引き起こされるメカニズムの解明といえ ば蔑ろにされてきた。それには理由がある。国家介入が先ずありきなのであり、セキュリティの内容と基準は、介入正当化のため後づけで用意されるにすぎない。セキュリティの内容と基準はつねに空白にされている必要がある。さもなければ、セキュリティは実定的なものとなり、国家介入にたいしての法のごとき束縛として機能するだろう。セキュリティとは、法治主義下における「法外な」国家介入を担保するための巧妙な仕掛けなのである。実際にはセキュリティとは法に拘束されない国家介入の別名にすぎない。

繰り返そう。国民国家は、これまでセキュリティという空虚をめぐって/空虚を中心として、組織されてきた。その空虚は法外な介入の原因であり、動機であり、方便であり、達成目標であり、国家にとって見れば自らを測る尺度ですらあるので、ありとあらゆる内容を充填しうる。「セキュリティ」というタームがほとんど定義不可能であるのはそのためであるが、このタームが連呼されるたびに国家介入が増大し、個人の領域が縮減されてゆくのは確かである。セキュリティは国家介入とほとんど同義であったが、この介入の意味内容についてはどうであれ、介入が最終審においてパフォーマティブに遂行することは、つねにすでに決定済みである。すなわち、国民への/国民としての総動員である。

さて、安全保障国家において行使される権力として主権と規律権力があることは見て取れよう。ところで、コレージュ・ド・フランスでの講義録が出版されたことによって、フーコーが主権とも規律権力とも異なる形態をもった権力形態を分析解明していたことが明らかになった。『社会は防衛しなければならない』、『安全・領土・人口』、『生政治の誕生』は、この「第三の権力」について管理ないし調整という概念を与えてさまざまな角度から分析を加えている。た

だし年度ごとの講義の焦点も異なるので、第三の権力について体系的な記述が見いだされるわけではない。よって、ここでは国民的安全保障国家の解明と概念の練り上げに役立ちうる限りで、フーコーの論述を再構成し、(再)利用したい。われわれは、第三の権力をさしあたって「調整権力」と名指ししておく。次に調整権力の形態とその作動様式を探っていこう。

権力はつねにすでにリアクションをその本質とする。だがそれは何も反動的(リアクショナリー)であるばかりを意味しない。権力は創造しない。しかしながら権力は生産的でもあり、また恐るべき順応能力にたけている。権力のあるところつねにすでに抵抗があるが、しかし抵抗がまた困難であるのは、権力が驚くべき変わり身の早さと柔軟性を持ち合わせてもいるからである。

たとえば、規律権力をフーコー的視圏から眺 めてみよう。規律権力は、権力の対象としての 身体が発見されたことによって、権力が身体的 動作に作用することによって発展してきた。と ころが権力が身体的動作を発明したわけではな い。権力は、身体的限界を拡張したわけでもな い。規律権力は、すでにあった身体的動作に反 復可能性を与え、権力による働きかけによって 引き出しうるもの、予測計算可能なものにする。 さらに規律権力は身体的動作を分類する。賃労 働者、兵士、農民などに求められる身体的動作 が調査され、その標準偏差が統計される。そこ から賃労働者、兵士、農民に求められる身体的 規範=基準が形成されてゆくのである。こうし て規律権力のもとで身体的動作は、有用なもの、 無用なもの、許容されるもの、有害なものとい うように分類され、価値づけられてゆく。とこ ろで身体的動作はすべて集団的なものであり共 同=協働性をもつ。たとえばスキルは諸個人が もつ模倣能力を通じて集団的に伝播してゆくの

である。だが、こうして身体が獲得した力能は またもや権力の介入対象となるだろう。われわ れが身体的になしうることが拡張され、そして 集団的力能が増大すればするほど、それにたい する権力の包摂はヨリ巧妙かつ精緻なものとな ってゆく。

調整権力についてもその包摂の進み行きを記 述しうるだろう。この第三の権力はどのような 発展をみせたのであったか。規律権力の発展が 身体の発見に由来するように、調整権力の発展 もある対象の発見をその端緒とする。しかしこ の発見は、同時に権力の限界の発見でもあった。 それは権力にとってみれば、自生的かつ自律的 な対象、固有の秩序をもつマクロな対象の発見 であったのだ。さらにその脱領域的な動きがそ の対象を特異なものにしていた。その対象とは すなわち人口と市場であった。国家は、人口と 市場はつねにすでに自らの領土におさまってい ると主張してきた。そのうえ、われわれがこれ まで生きてきた国家関係は、一般に国民国家と 呼ばれる。ゆえに国民・人口・国家がちょうど 重なり合い、一致するかのような印象を与える。 しかしながら、現実には人口そして市場が国境 におさまっているわけではない。このことが示 唆しているように、人口と市場は国家が完全に は支配下におけない存在である。あまりに統制 しすぎてしまうとそれらは停滞閉塞してしまう からだ。調整権力とはこのような対象への権力 の出会い、または権力の限界の認識とそれにた いするリアクションから発展したのである。

ここから (新) 自由主義イデオロギーとこの 新たな権力形態との関係も明らかとなる。重農 主義にはじまってオルド自由主義にいたる自由 主義イデオロギーは、自生的・自律的な秩序を 持つ対象 (人口ないし市場) にたいする過度な 国家介入・国家統制はそれらを閉塞させてしま うとする批判をおこなった。もっとも正しいの

は、物事を「あるがままに放置する」(レッセ・ フェール)ことだというわけだ。自由主義イデ オロギーによるこの認識が間違いであるとはい えない。しかしながら、それでもなお自由主義 がイデオロギーにとどまるのは、「あるがまま に放置する」(レッセ・フェール)を、国家の 不在として表象してしまったところにある。固 有な秩序にもとづく市場の発展を、国家権力の 真空地帯として見なした自由主義イデオロギー は、権力の存在を見過ごしてしまった。たいし てフーコーは、新自由主義イデオロギーに働き かけそれを加工し、科学的認識をえた。なすが ままに放置する(レッセフェール)とは、国家 の別様の現前であり、新たな権力の作動である。 そしてその権力をフーコーは、調整権力と名づ けたのである。

では、(新)自由主義イデオロギーが見そこ ない続けている権力とはいかなるものなのか、 上に挙げた三つの講義を辿って、調整権力の系 譜を辿ってみよう。自生な秩序をもち自律的に 発展してゆく対象、完全には統制できない対象 にたいし権力はいかに介入すべきであるのか。 それは現実がそれ自体でもっている法則やメカ ニズムにしたがって、物事が進んでいくように 配慮するということである。現実の物事それじ たいが自発的な調整システムをもっているので、 権力による介入はその調整を促すこと、あるい は当の調整システムの作動にならうかたちで調 整をほどこすことになる。あるいは、物事固有 の秩序が逸脱に陥らぬように管理することであ る。この新たな権力は、従来の権力――主権と 規律権力である――にたいして際だった差異を 見せるだろう。主権と規律権力は、両者とも禁 止と許可という二つの領域のなかで作用すると いう点では一致しているからだ(『安全・領土・ 人口』56頁)。主権とも規律権力ともまったく 性質を異にする権力テクノロジーが生みだされ

たのである。

フーコーが調整権力の系譜を語るにあたって、ヴェストファーレン条約(1648)以降切り開かれた時空間に焦点を当てているのは偶然ではない。調整権力は、国民国家システムの成立以後、国家どうしが終わることのない競合のなかにおかれたことから、その展開をみせるからである。諸国民国家は、その始まりからつねにすでに他国との政治的・軍事的・経済的競合におかれている。諸国との競合関係が、自国の諸関係にたえず折り込まれざるをえないのが国民国家である。この競合のなかにおかれた国家の焦眉の課題は、国力をいかに維持増強してゆくかということであった。

フーコーは調整権力を記述するにあたって、 その権力の前史というべきポリス国家の成立か ら記述を始めている。ポリス国家とは、フーコ ー独自の概念であるが、あえて当てはめるので あれば重商主義国家に相当すると言えるであろ う。ポリス国家の誕生は、神聖ローマ帝国の終 焉とヴェストファーレン条約(1648)以降のヨ ーロッパ国民国家体制の成立と軌を一にする。 フーコーは、ヴェストファーレン体制を、国民 国家間の競合関係として位置づけた。ヴェスト ファーレン条約が標したのは、帝国の不可能性 であった。すなわち、神聖ローマ帝国の終焉と は、「歴史において何らかの帝国や普遍的君主 制といったものを完了点として定めるような一 種の絶対的終末論」の終わりを意味していた。 そのかわりに決して終末を迎えることのない時 間、諸国家間の終わりなき競合の時代が始まる のである。

国力の維持増強のため、ヨーロッパでは、ポリスという新しい統治術が発展してゆく。今日ではポリス(police)とは警察といった意味になるが、十五世紀・十六世紀までは政治的権力によって支配されている公共体という意味合い

をもっていた。それが、十七世紀以降、ポリスは「良い国家秩序を維持しつつ、国力を増強しうる諸手段の総体」を指すようになったと、フーコーは指摘している。つまり、ポリスは、警察活動をも含む「内務」ないし「内政」を指していた。もはや国家の目的は領土の保全にはとどまらない、いや領土の保全のためには権力は領土以外にも目を向けなくてはならない。すなわち、新たな権力の対象と目標が出現したのである。

この新たな目標とは、国勢(state of nation) であった。国勢といえば人口調査ぐらいしか連 想できないかもしれないが、人口や国富、軍事 力さらには技術水準、治安衛生状態をふくめた 国力全般を表現している。フーコーは、ポリス の主な対象を具体的に挙げている(『安全・領 土・人口』400-403頁)。それは第一に、国力 との関係におかれた人口である。すでに十六世 紀の重商主義者・官房学者たちは、人口を国力 における根本的要素として捉えていた。農業に おいても、工業においても、人口は生産力と国 際競争力の根幹をなしており、増加へと導くよ うにいかに人口を統制するかが課題とされた。 したがって、ポリスの第一の目標は人口の統制 である。ポリスの第二の目標は、生活必需品で ある。国勢の統制のためにはとりわけ十分な食 料が必要なのであり、穀物の生産と流通はポリ スによる介入を必要とする。第三の目標は健康 である。人口の健康状態の統制という観点から、 衛生学や都市計画が促進される。第四の目標は、 人間達の活動の監視である。浮浪者を取り締ま り、勤労を諸個人に植え付けなければ国力の増 強は望めない。そこから労働政策と職業の統制 が派生してくる。内政の最後の対象は流通であ る。内政は流通空間(街道、河川、運河そして 市場)に介入し、人間達の活動から生じてくる 商品・生産物の流通を統制する。このように、

内政は人々が共に生きている状態それ自体に介 入する。すなわち、ポリスとは「生きること、 それもただ生きると言うよりも、少しばかりま しに生きること、共存すること、交流すること、 このようなことが実際に国力へと転換可能にな るということを確保する様々な技術からなる総 体」(『安全・領土・人口』404頁) なのである。 そのような技術・知として、先ずは国勢の把握 に欠かせない技術としての統計学(その語源は 「国家の学」である) の発展が挙げられる。ま た、ドイツの大学ではポリツァイヴィッセンシ ャフト(内務学・内政学)と呼ばれる学問が成 立し、それがヨーロッパ各国に輸出されること になった。しかしながら、ポリスは、われわれ が辿ろうとしている調整権力の単なる前史でし かありえない。それどころが、調整権力とポリ スにはほとんど共通点がないのである。

実のところポリスにおいて用いられる方法・ 権力テクノロジーは、伝統的な古いものであっ たとフーコーは強調する。なるほど、ポリスは 同じく王の権力から派生した司法権力とははっ きり分けられてはいるが、しかし、ポリスとは 「臣民である諸個人にたいしておこなう王の権 力が行う主権の行使」(『安全・領土・人口』 421頁)だとフーコーは述べている。ポリスは、 本質的に統制 (règlement) という様式にて介入 するのであって、それは統制・勅令・禁止令・ 指令という道具しかもたない。ポリスとは、主 権者によって行われる直接的な統治であるから である。ポリス的統制は、国力および国勢の統 制を、あくまで家政(オイコス)の延長におい て思考している。ポリス的統制は、国家にたい する人口そして国力との関係を、家父長とその 家族・財産との関係のごときものとしか扱うこ とができない。家父長が、家の出来事すべてに 通じていなければならないように、ポリスもま た人口において起こることをすべて掌握してい

なければならない。しかしながら、そんなことは不可能である。ところで人口の統治は家族の統制とはほど遠いこと、さらに市場の統治は、財産の統制とはほとんど関係がないことが理解され始める。人口そして市場へのポリス的な統制はふさわしくないという言説――統治のしすぎという批判――が現れる。国家政策の歴史においては、重商主義から重農主義への転換とちょうど重なっている。つまり、重農主義そしていする批判として現れたのである。つまり、人口と市場という権力の新しい対象と目標が見いだされていなかったのである。形態が見いだされていなかったのである。

フーコーによる重農主義そして自由主義の解 釈は従来のそれとは大きく異なる。なぜなら重 農主義そして自由主義は、国家による統制や介 入を批判し、国家不在の領域(市場)を確保す べしと主張していたというのが通説である。し かし、フーコーは、「市場を尊重するとは、そ の主権空間のなかに、主権者にとって触れるこ とができず計り知ることのできない区域ができ るということではない。それはむしろ、市場を 前にして、主権者は、それまで自らが行使して きた政治権力とは全く別の権力を行使しなけれ ばならないという意味である」(『生政治の誕 生』361頁)。すなわち、重農主義そして自由 主義言説の誕生は、新たな権力形態の誕生を用 意するものであったのだ。十八世紀後半、統治 をめぐる言説において、重農主義(physiocracy) が出現する。重農主義の語源は、「自然の秩序 にかなう統治」とされている。そして重農主義 は、ポリス的統制による「統治のしすぎ」を批 判したのであった。重農主義が発見したのは、 市場は国家による介入を必要とする権力の対象 ではありえるが、しかし、非常に特殊な性質を もつ対象でもあるという事実であった。なぜな

らば、市場は、従来の主権的ないしは規律権力 的な介入によっては、うまく機能しないからだ。

重農主義の歴史的意味とは、市場がこのよう に極めて特異な性質をもつ対象であることを発 見し、そのような特異な対象にたいする国家の 効果的な介入のありかたを編み出そうとしたと ころにある。重農主義者たちは、その際どのよ うな観点を取ったのであったか。それは、物事 を自然(本性)の相において捉えるという観点 であった。あらかじめ想定された法や理想そし て規律等を通して見るのではなく、あくまで現 実を出発点としその動きを捉えることによって、 現実のほうから自ずと対処法が示唆されるとい うわけである。そのような観点によって捉えら れた市場とは、それ自体自発的な秩序をもち、 自律的に発展を遂げてゆく現実なのであった。 このような対象の発見は、権力の作動様式の歴 史に大きな転換点を印した。「その原理は、つ ねに統治しすぎるリスクがあることを統治は決 して十分には知らない、あるいは、ちょうど十 分なだけ統治するにはどうしたらよいかを統治 は決して知りすぎることはない | (『生政治の誕 生』23頁)。

ここでの権力の介入は、現実がそれ自体でもっている法則やメカニズムにしたがって、物事が進んでいくように配慮するというものだ。物事それじたいが自発的な調整システムをもっているので、権力による介入はその調整を促すこと、あるいは当の調整システムの作動にならうかたちで調整をほどこすことになる。あるいは、物事固有の秩序が逸脱に陥らぬように管理することである。この新たな権力は、従来の権力――主権と規律権力である――にたいして際だった差異を見せるだろう。主権と規律権力は、両者とも禁止と許可という二つの領域のなかで作用するという点では一致しているからだ。主権とも規律権力ともまったく性質を異にする権力テ

クノロジーが生みだされたのである。

人口に関する事実や経済的プロセスが自然 的プロセスに実際に従っているとすると、そ れは何を意味するのか? それが意味するの はもちろん、そこに指令・命令・禁止とい った統制システムを課そうと試みることは いかなる正当化もできないのみならず、単 にいかなる利もないということです。国家 の役割は――したがってまた、これ以降国 家に対して命ぜられる形式の統治性は――、 この自然的プロセスを尊重することを(と もかくもそれを考慮に入れ、働かせ、弄ぶ ことを)根本的原則とするようになる。つ まり第一に、国家の統治性の介入は制限さ れるべきとされるけれども、統治性に課さ れるその制限は単に否定的な境界のような ものではないということです。そのように 境界づけられた領域の内部に、介入(可能 でも必要でもある介入) の一大領域が登場 することになります。しかし、その介入は 統制的介入という形を必ずしも取らず、そ のような形を一般的にはとらない。しばし ば、そのような形はまったく取らないので す。操作し、惹き起こし、助成し、なすが ままに放置することが必要になってきます。 つまり必要となるのはもはや統制すること ではなく管理すること (gérer) なのです。 この管理の本質的目標は、物事を妨害する ということであるというより、必要かつ自 然的な調整が働くようにはからうこと、さ らには自然的な調整を可能にする調整をお こなうことになります。必要となるのはつ まり、自然的な現象を枠づけ、それによっ て自然的な現象が逸脱しないようにし、あ るいは不器用・恣意的・盲目的な介入が自 然的な現象を逸脱させないようにするとい

うことです。つまり、必要となるのは安全メカニズムを設置するということになる。セキュリティ・メカニズム(mécanisme de sécurité) — いわば、経済的プロセスや人口に内在的なプロセスである自然的現象の安全を確保することを本質的機能とする国家介入——これこそが統治性の根本的目標となってゆく。(『安全・領土・人口』 435-436頁)

重商主義によるポリス的統制から重農主義・ 自由主義による調整的管理への移行が、権力の 作動様式のなかに刻み込まれてゆく。重商主義 にとって、人口とは可視的な対象であり、主権 者が発する禁止や命令に従うもの、恣に扱いう るものであった。しかし重農主義者のほうは、 人口のもつ不透明性・自然性を認めることから 出発している。重農主義者は、市場と同様に人 口もまた調整の内的メカニズムを備えている現 実として見なした。人口は自然な欲望をそなえ ており、ある限界のなかでその欲望をなすがま まにさせてやれば、あたかも市場のように調整 がはたらき、それは自ずと発展をしてゆく。権 力は、直接に命令を発したり規律をほどこした りするかわりに、人口の動きがある一定の限界 内でおさまるように配慮するようになる、すな わち極端な振幅や逸脱が起こらないようにする わけだ。もちろん、その限界や逸脱の境界は、 外部にある何かを参照することによって画され てはならない。たとえば、法や理念や規律など にしたがって判断してはならない。人口の正常 性とは、注意深い人口の観察を通じて、人口の 側から自ずと浮かび上がってくるものだからで ある。こうして、過剰統制的なポリスは徐々に 解体されてゆく。

フーコーにとって、調整権力の展開とは国家 権力の再活性化であり、権力の可視領域と作動 域の拡張に他ならなかった。したがって、「あ るがままに放置する | (レッセ・フェール) と はいささかも国家の挫折ないしは国家による介 入の断念を意味するものではない。たとえば、 人口の自発的調整とは国家の不在・権力の空白 を意味しない。直接的統制ではなく、綿密な観 察・分析・計算を施すことによって様々な物質 的諸条件を整え、人口がその欲望にしたがって ますます「自由に」ふるまうようにさせること ができれば、国家が結果的にえる利はそれだけ 増大する。調整という手法を手にすることによ って、主権ないし規律権力が手を焼いていた対 象を権力は包摂することができた。「あるがま まに放置する」(レッセ・フェール)によって われわれは権力から解放されたわけではないし、 ましてや「消極的自由」(権力からの退避)を 手に入れたとも言えない。調整権力の出現を通 じて、権力による社会的事象(市場や人口)の 包摂はまた一つ進行したのだ。

注目すべきは、調整権力の分析を進めるなか でフーコーがセキュリティの概念を二重化した ことである。一つは、われわれにも馴染みのあ るセキュリティ、すなわち治安維持・警察・警 備という位相である。もう一つは、調整権力の 介入によって切り開かれた位相である。「今や、 いわば、2重のシステムがあることになります。 一方にあるのは、経済に属する、人口管理に属 するさまざまなメカニズム、まさに、国力増強 を機能とするメカニズムであり、他方にあるの は、混乱や不規則性や不法行為や非行が妨害さ れることを確保する何らかの装置、というか、 いくつかの道具です | (『安全・領土・人口』 436頁)。調整権力は、人口や市場が自発的な 秩序をもち自律的に発展してゆくことを前提に 介入をおこなうのだったが、外部からの妨害や 内的逸脱にさらされることなく、物事が本来持 っている自然のメカニズム・法則にしたがって

発展してゆく状態——この状態こそセキュリティという概念が表現するものなのである。軍事的・政治的セキュリティのみならず、人口セキュリティ、資本蓄積セキュリティにたいしてさえも国家は介入する。現代資本主義国家分析の文脈におきなおそう。資本制経済セキュリティ確保のため市場に介入する国家とは、資本蓄積の最適条件を整え、社会的諸資源を動員しようとする国家、しかしながら市場が窒息しない程度にはプレーヤー達には経済的自由を付与する国家である。

調整権力は、統計学・確率論をその知の中核 に据え、また様々なリスク管理テクノロジーを そのまわりに組織してゆく。権力の介入には、 正常と異常の峻別、そして異常の排除が不可欠 である。ところが調整権力にとっての正常と異 常は、主権と規律権力が見いだした規範と逸脱 とは大きく異なる。規律権力は、身体の完全な 統制を目標としていた。規律的規範化において は、まずはモデルが立てられる。身体のふるま いが解剖学的に分析され、そこからあるべき所 作が構成される。こうして構成された規範にし たがって、身体は鋳型にはめ込まれるというわ けである。このあらかじめ構成されたモデルこ そが規範を画すのであり、そこからはみ出すも のが逸脱に振り分けられる。しかしながら、調 整権力による介入が参照する正常とは、物事の 綿密な観察によって物事それ自体から導きださ れるものである。すなわち正常と異常、安全と 危険の境界線は、統計学を駆使することによっ てえられた分布にしたがって引かれるものであ る。規律的規範には道徳的善悪の疚しさが拭い がたくまとわりついていた。ひるがえって、調 整的正常は、すぐれて確率論的数値、統計学的 分布としてのみ現れる――だからといって異常 の排除が寛容なものである保証はどこにもない のであるが。統計学と確率論は、正常化と排除 のメカニズムにコスト計算を持ち込んだからである。法的権力や規律権力は、例外を許してはならない厳密さにおいて機能していたが、そのような、のべつ幕なしの「生真面目すぎる」介入は、政治的・経済的コストを極限化してしまう。リスク管理という観点から、正常値に振幅の幅を持たせ費用対効果を追求する権力が出現したのである。

調整権力の発展、そしてこの比較的新しい権 力と主権ならびに規律権力との節合によって、 社会のあらゆる分野においてセキュリティをみ いだし、あらゆる角度から介入する国家が現れ る。その国家は、あらゆる分野のセキュリティ 維持を動機とし、なおかつそれらのセキュリテ ィを目的として、あらゆる社会的存在者を動員 しようとする国民的安全保障国家なのである。 また、国民的安全保障国家において、主権と規 律権力が衰退する傾向があるとも言えない。福 祉国家/規律社会の衰退は、規律権力の衰退を 意味するわけではない。また福祉国家/規律社 会の衰退をもって国民的安全保障国家の衰退を 即座に導くのは、論理的な短絡である。国民的 安全保障国家において、主権、規律権力そして 調整権力は、社会的資源の全てをセキュリティ にむかって駆り立てるシステムにおいて節合さ れるのであり、その節合の形態変動が国民的安 全保障国家の歴史的各段階を標すのだ。すなわ ち、各分野における諸セキュリティのうち、ど れにプライオリティがおかれるのかによって、 主権・規律権力・調整権力のどれかは前景化し てゆくし、他はバックグラウンドで機能すると いうような具合である。

ヨアヒム・ヒルシュは、ポストフォーディズムにおける資本主義国家形態を、「国民的競争国家」と名付けた。ヒルシュのいう国民的競争国家とは、資本蓄積セキュリティへと――資本蓄積の最適条件が整えられ、可能な限り最大の

蓄積が進行すること――国民を総動員する国家であった。

国民的競争国家の機能論理は、いくぶん誇 張して表現すると、グローバルな競争力の 確保という目標へと社会のあらゆる領域を 差し向けることになり、そうしたグローバ ルな競争力の基礎は、国際的によりフレキ シブルになっている資本にとっての「立地 点」の収益性なのである。「経済戦争」へ と国民を広範に動員することが問題となっ ている。この経済戦争にできるだけ早く勝 利を収めることができるのは、国民自身が 資本主義企業であると把握させる場合だけ である。すなわち、それは、中核従業員と 周辺従業員の分裂、制約された共同決定権、 技術革新、生産性、品質管理の責任を負う 忠実なサークルなどをともないながら、ヒ エラルヒーに構造化され、経済的目標に方 向づけられ、利益責任体単位へと分割され、 円滑に効率的に機能し、権威主義的に指導 されている場合である。(『国民的競争国 家』122頁)

われわれはフーコーの権力論なかんずくその 調整権力論を読み解き再構成することによって、 国民的安全保障国家という概念をえた。ところ で、この概念と照らし出せば、ヒルシュが描き 出す国民的競争国家が、国民的安全保障国家と してとりわけ特異なものではないことが理解で きよう。国民的競争国家とは、資本蓄積セキュ リティにすべての国民を動員し、他方では被搾 取の担い手としてふさわしい規律を賃労働者に 身につけさせようとする(権威主義的)国家に 他ならないのである。国民的競争国家もまた、 国民的安全保障国家の歴史的な一段階として位 置づけうる。すでに一章で分析したように、現 在、国民国家の根源的な要素が揺らいでいる。 われわれが問題にしているのは、現在の資本主 義国家が「国民的」(=国家総動員的)であり うるのかという問であった。そのうえで、次に 問題にしなければならないのは、ヒルシュの指 摘するような「『経済戦争』へと国民を広範に 動員することが問題」となっているのかどうか、 である。もし、国際的経済戦争への国民の総動 員が観察されうるならば、われわれは未だに国 民的安全保障国家の圏域のなかに生きているこ とになるだろう。

終わり――国民的安全保障国家から諸帝国(唯一の帝国ではなく) による世界分割へ?

資本のグローバライゼーションの進行と世界市場の拡大発展が、国民国家システムの壊乱要因となったのは間違いない。なるほど、マイケル・ハートとアントニオ・ネグリが主張するように、国民国家が終わりを迎えつつあると断定するのは時期尚早かもしれない。ところが国民国家においてその根幹が揺らぐような事態が進行しているのも事実である。そして、ここでも国民的安全保障国家という概念を参照することで、事態を正確に把握することが可能である。

ヒルシュのいうように、現在、資本蓄積の立 地条件ならびに市場規模の優位性をめぐって、 国民国家のあいだで激烈な競争が行われている。 中長期的に見るならば社会の再生産条件を確保 していたはずの各種政策なかでも社会保障・福 祉予算が大幅に削られ、資本主義立地条件競争 へと社会的資源が投入されているのもまた確か なことである。

市場の育成、産業競争力強化あるいは外国資

本誘致のための補助金・優遇税制、大学研究機 関による私企業研究開発部門の下請け、国民資 本・中小資本の犠牲を見越した規制緩和、国家 主導による労働力商品のダンピングなど、資本 蓄積条件の最適化、国際競争力強化は国民国家 の最優先課題となっており、政策決定における 選択の余地はますます狭められているといって よい。たとえば、政府が福祉サービス・社会保 障を拡充しようとすれば、債券市場は敏感に反 応し、その国の国債は格下げの危機にさらされ るかもしれない。国家もまた貨幣による経営体 であり、その収支が市場において監視される存 在である。福祉国家を縮小し、行政に市場原理 を導入し、資本主義立地条件の最適化を優先す る国家は、新自由主義国家と呼ばれる。しかし、 ネオリベラリズムを批判する者たちは、ほとん ど道義的な批判にとどまっている。すなわちネ オリベラリズムの問題を「エリートの変質」と 捉えているのだ。かつては、国家の担い手た ち・資本蓄積の担い手たちは、福祉サービス・ 社会保障を社会安定に不可欠なコストとして理 解を示していた。ところが今では彼らは金持ち (の味方)であり、みずから蓄財に走っている、 というわけだ。しかし、ネオリベラリズムの核 心にあるのは、そのような当事者たちの意識や 観念の問題ではない。資本主義企業も国民国家 も、市場の監視と圧力をたえず受けている経営 体であるので、そこでの意志決定の担い手達は 彼らが抱いている意識や観念の如何に関わらず、 市場動向に配慮した決定をなさざるをえないか らだ。

その上で問題になるのは、新自由主義国家あるいは国民的競争国家と表象できるような諸傾向が現在の国家関係にも観察できるとしても、それが国民的安全保障国家の埒内にあるのか、それともそのフレームワークそのものが問われるような事態に至りつつあるのかという点であ

ろう。ヒルシュのいう国民的競争国家について 吟味してみよう。たしかに諸国家が資本立地条 件をめぐって激烈な競争に巻き込まれているの は間違いがない。しかしながら、ヒルシュのい うように「『経済戦争』へと国民を広範に動員 することが問題」となっているのであろうか。

われわれは国民的安全保障国家の核心には、 国民として/国民を駆り立てる総動員への傾向 が据えられていると論じた。国民と総動員とは ほとんど同義であり、総動員こそが国民を国民 たらしめているのだった。ゆえに現在、国民的 安全保障国家の根幹がゆらいでいるとすれば、 それは国民=総動員こそが揺らいでいるからに 他ならない。近代資本主義国家は国民国家とも 呼ばれるが、そもそも国家装置が国民=民族と 結びついていた歴史はごく浅いものである。 国家装置は、19世紀を境として偶然に国民= 民族と節合したのであって、この節合が今後永 続する保証はどこにもない。国家装置がその生 き残りのため国民=民族を切り捨てる可能性も あるのであり、実際われわれが今生きている国 家関係のなかで、国民=総動員への動きこそが 最も著しい変調をきたしているといってよい。 総動員、すなわち群れのすべてを救う牧人=司 祭制権力は衰退し、救われる者とそのまま放っ ておかれる者――ただしセキュリティ上危険と ならない程度には管理されておかねばならぬ者 ――との選別が進んでいる。

なるほど、資本制生産の拡大発展は続いているが、しかし資本制生産はつねにすでに限定的・部分的なものに留まる。それが世界を覆い尽くすことはない。かわりに資本は、他の諸生産様式を形式的に包摂し、それらに疑似資本制生産の外見のみを与える。つまり、資本蓄積にすべての国民を直接に動員するのは原理的に不可能なのだ。かわりにできるのは、資本蓄積過程にとっての障害とならないよう犠牲を強いる

こと、あるいはその再生産過程に間接的に貢献させることしかない。今後は、資本蓄積に直接に貢献しうる「有能な」国民には競争への動員が一層求められようが、ひるがえって競争において負担にしかならない国民も増加してゆく。彼らにたいしては、蓄積条件の障害にならぬよう「口出しをしない」、「国家と資本に負担をかけない」ことで間接的に貢献せよ、という圧力が高まってゆくだろう。全ての国民=住民を救おうとする牧人=司祭制権力がまったく消滅するわけではないが、著しい再編をせまられるのは避けられない。

資本のグローバライゼーションの進行は、国 境の経済的効果を著しく損ねた。一章でも分析 したように、かわって進行しているのは、市場 を抱えた都市あるいは資本主義企業立地拠点に よって構成される、国境を超えた金融ネットワ ーク・分業ネットワークシステムである。国別 の経済力が問題と言うよりも、都市あるいは産 業立地の資本蓄積のための諸条件こそが問われ ているのである。国際的市場を抱えたコスモポ リスあるいは多国籍企業の立地点は、国民国家 からの事実上の独立と自治をますます進めてゆ くであろう。世界市場や国際金融システムにお いて要所をなすようなコスモポリスの資格をそ なえた都市のまわりには、目に見えない政治 的・経済的な「城壁」が築かれつつあるのであ り、国民国家の内部にも多重化された「関所」 や「国境」が再出現しつつある。都市の内部に も日々新たなスラム・ゲットーが生まれつつあ り、世界中から移民を吸収しつつある。そこで は、ハイパー搾取の対象となるような貧困層が 再生産されるのであり、軍事的・警察的セキュ リティの標的であり、かつセキュリティ・メカ ニズムのなかに埋め込まれてもいる――ネット カフェで寝泊まりする者達が、サイバー治安警 察に日雇いで雇われてネット上をスパイして回 っているように。このような世界市場コスモポリスと資本主義企業立地拠点によって形成されるトランスナショナルなネットワークにたいし、 国民国家はいまのところ有効な介入策を見いだせてはいない。

しかしながら、国民国家の衰退が、ハートや ネグリが主張するような、単一の世界市場に対 応する単一の(世界)帝国の成立に結びつくと は考えにくい。ハートとネグリによれば、彼ら の主張する帝国の権力構造とは、君主制・貴族 制・民主制の三層構造となっているのであった。 そこには、構造的に君主制の位置を担うのは合 衆国という含みがある。しかし、中長期的にみ れば、君主制の位置をめぐって合衆国は中国の 挑戦を受けなければならないだろう。ドルが国 際基軸通貨のステータスを人民元に譲り渡すと き、世界秩序は大きな変貌を遂げる。合衆国の 軍事技術的な優位性はしばらく揺るがないであ ろうが、軍事技術はあくまで一つの要素にすぎ ず、それが合衆国の地政学的なヘゲモニーを保 障するかははなはだ疑問である。

そもそも世界市場に対応する世界を覆い尽く す単一の帝国を措定するのは理論的に無理があ るように思われる。国民経済というフレームワ ーク、そして国民国家が引いていた境界線は 大きくゆらぎ、点在するコスモポリスと国際 的産業立地拠点は、トランスナショナルな商 業ネットワークをさらに緊密かつ強固なもの にしようとしている。ところで、コスモポリ スと産業立地拠点を点と線で結ぶトランスナ ショナルな商業ネットワークは、当然のこと ながら、政治的軍事的な庇護者を必要とする。 このネットワークは国民国家の圏域を横切っ てもいるので、その庇護には国民国家より上 位に位置する政治的軍事的権力を要請するの は当然であろう。

それは単一のグローバル帝国(ハート・ネグ

リ) ではなく、複数の旧世界帝国の復刻版のよ うな様相を見せるのではないだろうか。しかし ながらこの帝国は、地図上に出現する可能性は 低い。諸帝国は「非 | 場である。ここで問題に する帝国とは、コスモポリスと産業立地拠点と いう点と線を庇護するトランスナショナルな権 力を指す。したがって、軍事的な侵攻によって 国民国家の主権を剥奪するような形での、つま り地図上の色を塗り替えるような形での、帝国 の膨張は考えにくい。あくまで、国民国家の衰 退、そのフレームワークの形骸化をつうじて、 地政学的な帝国が地域の支配を実質的に強化し てゆく。たとえば、あるコスモポリスの権力構 造は三重化されよう。トランスナショナルな商 業ネットワークの結節点として、その都市は自 治の権能を高めてゆき、場合によっては都市国 家的な様相を呈する場合もあるだろう。しかし、 従来通り国民国家による統制に従う一自治体と しての機能もまた果たしてゆく。しかし、それ が位置するトランスナショナルな分業・金融ネ ットワークの利害と国民国家・国民経済の利害 が対立したばあい、コスモポリスは前者の立場 に立ち、帝国的なものを自らの庇護者として召 喚するであろう。

すでに一章で論じたように、リーマンショックそしてヨーロッパ・ソブリンショックと続く世界的金融危機は、国民国家単位での危機対応の限界を明白なものとした。しかしながら、一方で一連の危機に対応するグローバルな単一帝国の機能もまた見えてはこない。ネグリとハートによる仮説が正しければ、リーマンショックに始まる世界的な経済危機にこそ、グローバルな単一「帝国」が出現しなければならなかったであろう。だが単一「帝国」が出現する政治的・経済的兆しは観察できない。金融危機の連鎖、投資ファンドの挫折、基軸通貨ドルの失墜と人民元の国際舞台への登場は、ドルによる一

元的支配とそれに照応する合衆国を中心とする ドル(再)投資システム――合衆国がドルを刷 って世界中に散布し、そのドルが合衆国に再投 資される――の終わりの始まりを画した。しか し、ドルから他の通貨への「禅譲」がなされる よりも、基軸通貨の多元化――ドル・ユーロ・ 人民元そして場合によっては円――が進む可能 性がもっとも高い。それは世界が「帝国」に よって統制されるというよりも、地域ごとに分 割される可能性が高いことを意味する。基軸 通貨の多角化に相応する形で、北米=合衆国、 ヨーロッパ=EU、東アジア=中国はそれぞれ の地域の帝国として、またインド・ロシア・ブ ラジルなどの大国は「準」帝国としてそれぞ れ地域の支配を強めていくように思われる。わ れわれは今後、国民国家の衰退にともなって、 国民国家が、最小の地域自治体とトランスナ ショナルな広域帝国のあいだに引き裂かれて いくプロセスを目の当たりにするのかもしれ ない。

参考文献

- デイヴィッド・ハーヴェイ『ネオリベラリズムと は何か』 本橋哲也訳 青土社 二〇〇七年
- デイヴィッド・ハーヴェイ『新自由主義』渡辺治 監訳 作品社 二〇〇七年。
- ミシェル・フーコー 「治安と国家」石田靖夫訳 『ミシェル・フーコー思考集成』 Ⅵ 筑摩書 房 二○○○年
- ミシェル・フーコー 『社会は防衛しなければならない』石田英敬 小野正嗣訳 筑摩書房 二〇〇七年
- ミシェル・フーコー『安全・領土・人口』高桑和 己訳 筑摩書房 二〇〇七年
- ミシェル・フーコー 『生政治の誕生』 慎改康之 訳 筑摩書房 二〇〇八年
- ヨアヒム・ヒルシュ 『国民的競争国家 グローバル時代の国家とオルタナティブ』木原滋哉・中村健吾訳 ミネルヴァ書房 一九九八年
- マイケル・ハート アントニオ・ネグリ『帝国― 一グローバル化の世界秩序とマルチチュードの 可能性』 水嶋一憲・酒井隆史・浜邦彦・吉田 俊実訳 以文社二〇〇三年
- マイケル・ハート アントニオ・ネグリ『グロー バル化の世界秩序とマルチチュード』幾島幸子 訳 日本放送出版協会二〇〇五年